

要望事項	3 総務局
	(1) 市町村総合交付金の充実

(要 旨)

市町村総合交付金に係る次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- ① 行政水準の維持向上を図るため、継続的財政支援の拡充
- ② 公共施設等の整備状況や財政力を勘案した弾力的・効果的な配分
- ③ 西多摩地域広域行政圏事業及び島しょ地域における地域振興策、地域経済活性化対策、行政サービスの充実等に対する財政補完の強化
- ④ 交付金の対象範囲の拡大
- ⑤ 市町村総合交付金まちづくり振興割地域特選事業枠の一層の充実

(説 明)

市町村総合交付金は、町村の財政運営にとって重要な財源であり、年々増額されてきていることを、町村運営に対する都の配慮と真摯に受け止めている。

しかし、人口減少・高齢化に対応する施策や施設の維持・更新等、財政力の弱い町村にとっては厳しい状況が続き、住民サービス向上や社会資本の充実には十分応えられないのが現状であり、都による市町村総合交付金を中心とする継続的財政支援が必要である。

市町村総合交付金は、公共施設の整備状況や財政力を勘案して弾力的・効果的な配分を行うとともに、財政補完機能を強化するように図られたい。

また、行政需要は多様化しており、町村においても都市基盤となる公共施設の整備促進や地域固有の地場産業の振興、少子化・若者定住化対策、交通弱者の解消等が求められているが、地域の特性や地理的条件に応じて活用のできる市町村総合交付金まちづくり振興割地域特選事業枠の一層の充実を図ることが必要である。

参考	総合交付金の予算額	平成29年度500億円	平成26年度473億円
	(当初予算ベース)	平成28年度490億円	平成25年度465億円
		平成27年度483億円	平成24年度453億円

要望事項	3 総務局
	(2) 地方交付税の確保

(要 旨)

地方交付税が地方固有の財源であることを明確にし、地方自治体の一般財源の充実強化につなげるための財源措置を、国に対して強く要請されたい。

(説 明)

町村は税収が乏しい中、農林水産業の振興はもとより、少子・高齢化に対応した医療・保険・福祉施策の推進、二酸化炭素吸収源対策等の環境施策の推進などを図るとともに、区市に比し相対的に立ち遅れている生活関連施設整備などに財源を振り分け、住民福祉の向上に努めている。

しかし、地方税収の増加見込みは不透明であり、町村の安定的な財源確保を図るため必要な交付税総額を確保するよう国に対して強く要請されたい。

- ① 地方交付税は、地方固有の共有財源であることを明確にし、地方交付税の法定率の引き上げ等によって地方自治体の財政の安定化に努めること。また、国による義務付けや政策誘導による財源不足が生じないように、新たな地方財源を確保すること。
- ② 地方交付税の需要額算定基準の簡素化のため、人口と面積を基本とした算定が行われているが、町村の多くは過疎化の進む山村、離島などであり、町村の多様な財政需要を的確に算定基準に反映できるように割増算定の拡充を図るとともに、個別町村の行財政運営に支障をきたさないよう配慮すること。
- ③ 町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、水源涵養、食料生産、地球温暖化防止、水産資源確保等に重要な役割を果たしていることを考慮し、人口を中心とした配分基準を是正すること。また、湖沼面積を地方自治体面積に含めて基準財政需要額を算定しているが、これを海域面積にも適用すること。

要 望 事 項	3 総務局
	(3) 多摩の魅力発信支援補助金制度の継続と改善

(要 旨)

多摩の魅力発信支援補助金制度の継続と町村の実情に合わせた制度に改善されたい。

(説 明)

多摩の魅力発信支援補助金については、広報関連経費・イベント事業（域外でのイベントブースへの出展・広告掲載など）その他これに類するものの経費のうち、市町村の支出分が補助対象となっており、町村にとっては貴重な財源であることから本制度の継続が必要である。

一方で、域外に対して情報を発信する媒体として、ホームページ、観光パンフレット、町勢要覧等があるが、これらについては、補助申請をした年度に情報発信（ホームページの公開、パンフレット等の配布）まで行わないと補助対象とならない。また、市町村のホームページについては、主に住民への行政情報の提供のためのものでもあることから、域外への情報発信として認められる一部のみが補助対象となっている。

ホームページやパンフレット等については、発行を行う前年度1年間に、春夏秋冬それぞれで、取材・撮影等を行い、人々の外出意欲・行楽意欲が高まる翌年度の4月（新緑の時期）に配布することで、PRの大きな効果が得られ、集客に繋がるものである。

しかしながら、今の制度では春に情報発信する事業は物理的に実施できない状況があるので、市町村の実情に合わせた補助制度の構築が必要である。また、市町村のホームページについては、域外への情報発信を行う重要な媒体でもあることから、住民への情報提供を含めてホームページ全体を補助対象にする必要がある。

財政基盤の脆弱な町村では、この補助制度に該当するようなイベント事業等は実施できないため、広報関連経費に対して、早急に補助制度が活用できるように制度を改善する必要がある。

要 望 事 項	3 総務局（産業労働局・港湾局）
	（４）特定有人国境離島に指定された伊豆諸島南部地域と指定されない北部地域の一体的な振興策の推進

（要 旨）

いわゆる「有人国境離島法」の制定により、伊豆諸島のうち南部地域のみが特定有人国境離島に指定され、地域社会を維持するうえで必要な施策を行う場合には、国の財政措置が講じられることになった。都は、特定有人国境離島に指定されない北部地域の振興についても同等の支援が講じられるよう国に強く働きかけるとともに、南北間に格差が生じないように、一体的な振興を図ること。

（説 明）

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が制定され、平成29年4月から施行された。

本法では、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる地域を、特定有人国境離島地域と定め、全国で15地域71島が指定され、東京都では伊豆諸島南部地域の三宅島、御蔵島、八丈島及び青ヶ島の4島が指定されている。

国は、当該地域に対して特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（以下、「交付金」）を創設し、①航路・航空路運賃低廉化、②物資の費用負担の軽減、③雇用機会の拡充、④滞在型慣行の促進について財政支援を行うこととし、地域の人口減の抑制、新規雇用者数の増加及び観光客等交流人口の増加が期待されることである。

一方、都は、航空路運賃低廉化について、8月から調布～三宅島間、また9月から羽田～八丈島間の航空路運賃補助を実施することとし、島民の負担軽減が図られることになった。

航空路運賃の低廉化は、継続的な居住が可能となる環境を整備するという観点から行うものであることから、離島間を結ぶヘリコプター路線についても対象を拡大し実施されたい。

次に、物資の費用負担の軽減については、都は既に単費により実施しているが、交付金では最大80%削減できるよう制度設計がなされていることから、支援を拡大されたい。

続いて、伊豆諸島の基幹産業である観光業の振興については、地域の魅力を開発し、また一層高めて発信していくことで国内外の認知度を上げていくことが重要である。地域の魅力を旅行商品化することや観光サービスの担い手の育成などの取り組みを支援し、観光客等交流人口の増加につなげる滞在型観光の促進の支援策を講じられたい。

また、航空路運賃低廉化が他の支援策に先んじて実施され、北部地域との運賃格差が顕在化することとなったため、早急に航空路運賃の負担軽減措置を北部地域にも拡大されたい。

今後、南部地域に講じられる諸施策により、北部地域の大島、利島、新島、式根島及び神津島と南部地域との間に様々な格差が生じることが大いに懸念される。島嶼町村は厳しい財政状況の中で自立性を発揮しつつ、各々の課題の克服に取り組んでいるところであるが、東京の島々は外海遠隔離島であり、総じて条件不利地域である。都は、特定有人国境離島に指定されていない北部地域の振興についても、南部地域と同等の支援が講じられるよう、国に強く働きかけるとともに、南北間に格差が生じないように、伊豆諸島全域の一体的な振興を図られたい。

要望事項	3 総務局
	(5) 東京都出先機関の町村への設置

(要 旨)

都と町村の連絡調整を一層密にし、新たな課題など迅速に対応し、また、都のリスク分散のために各町村に都の出先機関を設置されたい。

(説 明)

町村は、総務局の行財政運営に関する助言・連絡調整機能を活用して、都とのゆるぎない関係を強化してきた。しかし、町村は震災の新たな知見に基づく減災対策や高齢社会への対応、第一次産業の衰退に伴う雇用の場の確保など、これまでとは違う課題に向き合ってきている。また、町村ごとに置かれた状況が違い、政策の力点も違ってくるという実態がある。

現在、都は大島町、三宅村、八丈町、小笠原村に支庁を設置し、支庁が近隣の島しょ町村を管轄して、産業・土木・港湾や都税等に関する事務を行っている。地元町村にとっては都に現状を理解してもらい、迅速な事業の調整を図っていく上で必要な存在である。

ところが、西多摩郡の町村には都の出先機関が設置されておらず、刻々と変わる現場、現状を都に理解してもらうことが難しく、認識の一致までに時間を要することも多い。また、支所設置以外の島しょ町村においても、同様のことが起きている。

さらに、首都圏直下型や南海トラフの地震・津波の予想が発せられる今、都にとっても出先機関の設置はリスク分散型の都政にも効果は大きいと考える。

都が財政再建の一環として、出張所などを整理・統合してきたことは充分理解しているが、出先機関を設置することは、都の助言・連絡調整機能が一層強化され、災害対策も含めて機動的な対策が行えることから町村ごとの都出先機関が必要である。

要 望 事 項	3 総務局
	(6) 地震・津波・噴火に対する防災体制等の充実強化

(要 旨)

平成24年3月に内閣府の検討会は南海トラフを震源とする巨大地震の震度分布・津波高を発表した。新たな知見に基づいた地震・津波・噴火防災体制等の充実強化を図るため、都と町村が共同して避難誘導の仕組みをつくるなど防災力向上を図る必要がある。

また、標高の低い所に立地する発電所の周りに防潮堤等を設置するための補助制度を創設し、津波被害の軽減を図る必要がある。

については、次の事項について積極的な取り組みを図られたい。

- ① 地震観測網の整備強化と調査研究の推進
- ② 火山噴火を予知するための観測体制の一層の充実強化と多種多様な手法による観測・研究の推進
- ③ 島しょ地域の孤立防止に向けた避難手段の確保及び生活物資の供給法の早急な確立
- ④ 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において報告された第1次報告を踏まえた具体的な防災対策事業への財政支援
- ⑤ 津波浸水想定地域に立地する発電所への防潮対策補助
- ⑥ 遠地からの津波災害に備えた津波観測網の充実

(説 明)

- ① 首都直下地震、立川断層地震や南海トラフを震源とする巨大地震による災害が懸念されており、このような被害を軽減防止するためには地震観測網の整備強化と調査研究を推進し、地震防災体制を確立することが必要である。
- ② 伊豆諸島においては、昭和58年の三宅島、昭和61年の伊豆大島など、歴史上たびたび火山噴火による大きな被害を受けてきた。また、平成12年の三宅島火山噴火により、全島民が避難を強いられるなど、いつ発生するかも知れない噴火災害の危険に直面している状況にある。

このような、火山現象による被害を最小限に止めるためには、噴火予知の観測体制の充実強化が必要である。

- ③ 「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づいた、島しょ地域住民の避難手段の確保及び生活物資の供給方法など、住民生命の安全を守るための具体策を早急に確立する必要がある。
- ④ 平成24年3月31日に内閣府が南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高についての第1次報告を公表し、都も平成25年5月14日に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定について」を発表した。
- 島しょ町村において、被害想定を踏まえた防災体制の整備等が急務となっていることから、防災対策に対する一層の財政支援が必要である。
- ⑤ 小笠原村父島では、二見湾奥の標高2mほどに発電所が立地しており、南海トラフ地震による津波浸水想定区域図では、5～10mの最大浸水深に区分されている。民間が事業者とは言え、電気の供給がストップすれば日常生活を維持できなくなる。
- また、現状では2～3mの津波来襲でも発電所の機能が失われる可能性があり、最大級の津波に対する対策としては高台移転しかないが、早急な対応が難しい中においては、防潮堤を発電所周りに整備することで津波被害の軽減を図ることが必要である。
- ⑥ 伊豆諸島、小笠原諸島は周囲が太平洋に開かれた外海離島であり、チリ沖や南太平洋などからの津波にも備えておくべきであり、遠地から来襲する津波に対する観測網の充実が必要である。

要望事項	3 総務局
	(7) 地域防災対策等に対する支援の拡充

(要 旨)

地域防災対策に係る次の事項について、国庫補助制度の拡充を国に働きかけるとともに、都として積極的な財政支援等を図られたい。

- ① 防災行政無線施設整備の改修及びシステム更新
- ② 防災行政無線を補完する情報伝達手段の構築に対する助成
- ③ 災害時緊急情報の集約及び伝達体制の構築
- ④ 備蓄倉庫、飲料貯水槽、水利道整備及び消火栓設置
- ⑤ 総合防災訓練の実施
- ⑥ 地域自主防災組織の運営
- ⑦ 消防団設備の整備・維持
- ⑧ 消防無線（多重無線）の整備更新
- ⑨ 施設・設備に対する補助率の引き上げと小規模事業の補助対象化
- ⑩ 防災備蓄品購入に対する財政支援等
- ⑪ 山間部町村へのヘリポートの設置
- ⑫ 災害時に必要な島しょ地域における携帯電話の不通地域の解消

(説 明)

各町村は地域防災対策として防災施設の整備や消防団の充実強化、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等の各種事業や山間部における孤立化防止対策に取り組んでいる。これらの事業を充実強化し、災害に強いまちづくりを推進するために、都からのきめ細かな財政支援等が必要である。また、都には、広域的な役割から災害時緊急情報の集約や伝達体制の構築を求める。

また、西多摩地域は多くの観光客や登山客などが訪れる地域であり、地域住民への対策と同様に、観光客等への孤立対策などの防災対策も重要になっている。豪雨や大雪などで道路が通行止めになり、孤立した場合には地域住民はもとより、観光客への食料や宿泊施設、避難場所等の確保が難しいことから、早期にヘリポートの設置が必要である。

さらに、島しょにおいては災害時に必要となる携帯電話の不通地域が顕在化していることから、この解消を図るため、国及び関係機関に要請されたい。

要望事項	3 総務局（建設局）
	（8）大島町への災害復旧・復興特別交付金の継続及び復旧事業の早期整備促進

（要 旨）

大島町における平成25年の台風26号による被災に伴う災害復旧・復興特別交付金制度を引続き継続されたい。

また、被災した区域において、都市公園及び町道・広場等の早期整備促進を実施していくために、東京都施工の大金沢流路工整備の早期完成を図られたい。

（説 明）

平成25年10月16日の台風26号による記録的な大雨により発生した土砂流は、大島町に未曾有の大災害を発生させた。

この災害に対して平成26年9月に策定された大島町復興計画では、被災者の生活再建やメモリアル公園整備など被災地の防災復興事業を柱としており、これらの事業を実施するためには、災害復旧・復興特別交付金制度による財源が不可欠である。

また、土砂災害区域について、大島町復興計画により、神達地区周辺は、大島町メモリアル公園整備用地として位置づけを行い、この公園を都市公園事業の地方のシンボル、観光振興等を考慮した「地域づくり拠点公園」として整備を行うこととしている。

都が施工する大金沢流路工整備に合わせ、道路、広場、緑地等の地区公共施設整備により、避難の円滑化、防風、遊水機能を確保し、地区の防災性の向上を図るため、早期に実施する必要がある。

大金沢流路工整備事業については、事業完了年度は未定であるため、防災上の観点及び住民不安を1日でも早く払拭するためにも早期完成を図られたい。

要 望 事 項	3 総務局（環境局・建設局）
	（9）雪害体制等の充実強化

（要 旨）

西多摩町村の雪害対策にあたって、国道、主要地方道、都道及び生活道の除雪に対する財政支援を国に対し要請するとともに、都においても市町村を支援する体制を確立されたい。

（説 明）

西多摩の山間地域では、積雪の回数、積雪量も多く、広範囲に集落が点在しており、高齢化・過疎化に伴い地域の除雪力は低下しているため、車両の通行が遮断されないように、毎年、除雪作業等、雪への対策に多額の費用が掛かっている。財政力が脆弱な町村では除雪費の捻出に苦慮しているところである。

平成26年2月に発生した2週にわたる大雪では、西多摩町村の各所で過去に例がない積雪があり、国道、主要地方道、都道及び住民の生活を支える生活道において除雪が出来ない地域が発生し、車両の通行が出来ず、孤立した状況となり生活に多大な影響を及ぼした。

このようなことから、除雪体制の強化のため町村への除雪に対する財政的支援が必要である。

要望事項	3 総務局（都市整備局・環境局・福祉保健局）
	（10）横田基地周辺の生活環境整備対策の推進

（要 旨）

横田基地から発生する生活環境などの障害に対する諸施策や財政支援について、国に対して積極的に要請されたい。

（説 明）

在日米軍横田基地は、首都圏の密集した市街地に位置し、その区域も6自治体の行政区域にまたがり大きな面積を占めている。そのため、周辺自治体におけるまちづくり及び町の発展の阻害要因となっている。また、周辺住民は航空機騒音に悩まされ続け、特に滑走路延長線上に位置する瑞穂町住民は70年にも及ぶ航空機騒音の被害を受けている。都としても、国に対して渉外関係主要都道府県知事連絡協議会などを通じ周辺住民の生活環境整備や障害防止対策など様々な施策を要請しているところであるが、未だ十分とはいえない状況である。

基地交付金や基地周辺対策予算などについては、制度の目的に沿った増額措置がされず、周辺自治体の行財政運営に大きな影響を及ぼしている。特に基地交付金は固定資産税の代替的性格を有するにもかかわらず不十分な水準にある。固定資産税相当額とする基本原則を確保されるよう引き続き要請されたい。特に、配備開始時期の変更はあったものの、CV-22オスプレイの配備は、基地内の施設に大幅な変化をもたらされる。これらの変化が基地交付金の配分に悪影響を及ぼさないように要請されたい。

特に、防音助成事業は、全国一律の基準によらず市街地に所在するという特殊性や世界情勢により運用が激変する米軍の飛行実態を踏まえ、教育施設、病院等の施設の特殊性を十分に配慮されるように制度の見直しを含めて引き続き要請されたい。

また、新型のインフルエンザ等の新興感染症が発生した際の、防疫対策に万全を期すため、日米地位協定の見直しや駐留米軍との覚書の調整などの実効性のある検疫の実施について引き続き要請されたい。

なお、都単独の強行姿勢から、地元との調整を行うという軟化が見られるものの経済性・利便性を主旨とする軍民共用化は、永年にわたり国際平和のために航空機騒音に耐えてきた周辺住民の心情を顧みないものであり、これ以上の騒音の拡大など生活環境への被害の増加に繋がることから推進すべきではない。

要望事項	3 総務局(港湾局)
	(11) 離島海空路の充実強化と安全対策

(要 旨)

島しょ地域の振興の根幹をなす海空路の確保と整備を積極的に図り、また、空港・港湾施設での安全対策を実施されたい。

- ① 伊豆諸島・小笠原諸島航路体系の整備・拡充及び改善
- ② 離島住民負担軽減施策の実施
- ③ 本土及び島間コムーター空路の整備並びにヘリコムーター定期空路の充実整備
- ④ 二見港の乗降施設の整備
- ⑤ 東京（竹芝）から伊豆諸島・小笠原諸島航路を「海の都道」として認定
- ⑥ 伊豆諸島・小笠原諸島航路を包括した在り方の検討
- ⑦ 空港・港湾施設への監視カメラ設置について

(説 明)

伊豆諸島・小笠原諸島における航路確保と交通体系の整備は、島しょ地域の振興の根幹をなすものであり、「海の都道」として運賃補助・船舶の確保（修繕、新規建造を含む）などについて、強力な支援が必要である。

さらに、国、都、各町村及び航路事業者を交えた「東京都離島航路地域協議会」において、離島航路の確保・維持・改善のための調査・検討を行っているが、島しょ住民の生活安定及び向上の視点を踏まえ協議を進めることが重要である。

また、離島の空港ビルや船客待合所は、「島の玄関口」として住民や観光客が利用し、訪日ブームや2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催によって、今後、来島者のさらなる増加が見込まれる。来島者の増加に期待する一方、安全・安心面が懸念され、安全・安心のまちづくりの推進、防災力の向上の観点からも島しょの全ての空港・港湾施設に監視カメラを設置について検討されたい。

要 望 事 項	3 総務局（港湾局）
	（1 2）離島のヘリポート整備に対する財政支援、技術的支援

（要 旨）

御蔵島村、利島村、新島村（式根島）、青ヶ島村のヘリポート整備に対する財政支援及び技術的支援を講じられたい。

（説 明）

御蔵島村などは空港未設置の離島であり、南海トラフ巨大地震等による津波が想定される中、災害時には中型以上の救助ヘリ等が離発着できるヘリポートがない。

このため、防災、救急医療等の観点から、中型以上の救助ヘリ等が離発着できるヘリポートの整備は住民の安全を確保するための必須条件である。御蔵島村など離島の財政状況は極めて厳しく、村単独での整備は不可能であることから、ヘリポート整備に対する東京都の財政支援が必要である。

また、ヘリポート建設にあたって、村では技術的知識を有する人材を確保することが困難なため、東京都からの技術的支援も併せて必要である。

要望事項	3 総務局（政策企画局・都市整備局・環境局・港湾局）
	(13) 小笠原空港の開設に係る整備計画の早期立案

(要 旨)

小笠原空港の開設に向け、空港整備に係る計画案を早期に検討し、小笠原諸島の日本復帰50年を迎える平成30年6月までには、小笠原空港に関する東京都の一定の見解を示すことを要請する。

(説 明)

小笠原諸島が日本に復帰した当初から検討されている小笠原空港について、都においては、これまで、精力的に調査・検討を重ね、紆余曲折はありながらも、空港整備に係る計画案の検討が進められていることは承知しているが、結果として、現在においても、その開設の目途は付いていない状況にある。

都におかれては、平成27年度に設置された「小笠原航空路に関する検討会議」において、計画案の検討をこれまで以上に具体的に進め、「小笠原航空路協議会」の議を経て、計画案を早期に取りまとめられたい。小笠原空港に対する都としての一定の見解をまとめ、小笠原村日本復帰50年を迎える平成30年6月までには示されたい。

要 望 事 項	3 総務局（港湾局）
	（14）離島航路補助制度の継続

（要 旨）

島しょ地域住民には不可欠な、生活路線としての航路を維持するための離島航路補助等を継続されたい。

（説 明）

離島航路は、島しょ地域住民の生活路線であり、離島地域の産業振興にとっても不可欠なものである。

しかし、離島航路は、収益の向上が見込めないことが多いのに対し、経営改善カット制度が一律に適用され、また、欠損補助にかかる標準単価が全国均一の基準で算出されることから、一部の航路では欠損補填が十分に行われず、累積欠損が増加するなど運営が大変厳しい状況にある。離島航路を維持していくため、経営改善カット制度を見直すことや、地域、航路の特性にも十分配慮した標準単価の算定方法に改善することなどを国へ働きかけること及び補助制度を継続していくことが引き続き必要である。

また、実質的な運賃値上げとなっている燃料価格調整金分について、島しょ振興と航路安定化を図るため、利用者への負担とならないよう補助等を実施する必要がある。

要望事項	3 総務局（港湾局）
	（15）島しょ貨物運賃補助制度の充実

（要 旨）

島しょ地域住民の生活安定と生産物の流通対策のため、次の事項について補助の充実及び補助対象品目を拡大されたい。

- ① 島内主要生産物に対する補助率の継続と補助対象品目の拡大
- ② ガソリン等燃料輸送費への補助対象品目の拡大
- ③ 一般食料品等への補助対象品目の拡大

（説 明）

本補助制度は、島しょ地域住民の生活安定と生産物の流通対策に大きな成果を上げ、島しょ地域住民にとっては、欠かすことのできないものである。

したがって、島しょ地域の産業振興及び物価の安定を図るため、本補助制度の継続及びガソリン・一般食料品への補助対象品目の拡大が必要である。

特に、離島のガソリン価格は、依然として本土との価格差は大きい。その本土との価格差の大きな要因は海上輸送に係るコスト分であることから、島民生活の安定・島しょ地域の産業振興のため、補助対象品目とすることが必要である。

また、都は、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が制定され、平成29年4月から施行されたことにより、特定有人国境離島に指定された伊豆諸島南部と、指定されない伊豆諸島北部で格差が生じないように、伊豆諸島を一体として措置する必要がある。

さらに都は、国に対して「離島ガソリン流通コスト支援事業」の拡充、継続を働きかける必要がある。

なお、島特産品である「くさや」を生産するうえで必要な原魚は、島内の水揚げだけでは足りず、本土からの移入に頼り加工をしている。運賃高騰は、「くさや」生産者にとって大変な影響を及ぼしている。魚介類については、平成19年から補助対象品目に追加されたものの、補助対象範囲が限定されている。本土から島しょ地域への主要原材料の移入についても補助対象とする必要がある。

要 望 事 項	3 総務局（産業労働局・港湾局）
	（16）島しょにおける燃油類の価格安定・格差是正に対する支援及び補助制度の創設

（要 旨）

島しょ地域における燃油類（ガソリン・軽油・灯油など）の価格安定・格差是正に対する支援及び補助制度を創設されたい。

（説 明）

島しょ地域の住民は、地理的条件の中で、常に本土との経済的な格差を強いられており、特にガソリンについては「離島ガソリン流通コスト支援事業」により、一部、国の助成制度があるが、燃油類（ガソリン・軽油・灯油など）の価格格差は顕著であり、家計や地域経済に与える影響は非常に大きい。

また、基幹産業である漁業・農業用の燃油についても同様であり、島しょ地域の産業振興や後継者育成に大きな影響を与えている。

このことから、現状の島しょ貨物運賃補助の対象を燃油輸送費にまで拡充、及び新たな補助制度を創設し、島しょ地域の燃油類の価格安定・格差是正に取り組むことが必要である。

そのうえ、都は、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が制定され、平成29年4月から施行されたことにより、特定有人国境離島に指定された伊豆諸島南部と、指定されない伊豆諸島北部で格差が生じないように、伊豆諸島を一体として措置する必要がある。

また、都は、燃油類の価格安定・格差是正のための新たな制度の創設についても、国に対して強力に働きかけることが必要である。

要望事項	3 総務局
	(17) 島しょ3村4島への超高速ブロードバンド環境の早期、確実な整備

(要 旨)

超高速ブロードバンド環境が未整備となっている島しょ3村4島に対して、早期、確実に超高速ブロードバンド環境が整備されるよう積極的な取り組みを図られたい。

(説 明)

インターネットの利用が広く普及した現在、低廉で高速・大容量通信が可能な超高速ブロードバンド環境が整備された地域では、情報通信技術の進歩による恩恵を受けられる状況にあるが、島しょ地区では利島、新島、式根島及び青ヶ島の3村4島の超高速ブロードバンド環境が未整備であり、マイクロ無線によるADSL環境の整備に留まっている。

国は、離島など民間事業者による投資が見込まれない「条件不利地域」の情報格差是正や地域の活性化に資する海底光ファイバーなどの整備を地方公共団体が実施する場合に、財政支援を行なうこととしており、平成27年度補正予算で神津島及び御蔵島の整備に係る補助財源を措置した。都においても所要経費を補正予算に計上し、平成28年度から当該2島の海底光ケーブルの敷設整備を進め、平成29年7月1日から超高速ブロードバンドのサービスが提供されることとなった。また、国は平成29年度当初予算で新島、式根島及び利島に係る補助財源を措置したことで、都も所要経費を予算計上し整備を進めることとなった。利島については、当初計画を1年前倒しして整備することとなるので、確実に整備が進捗するよう要望する。

海底光ケーブルの敷設については、島しょ地域の厳しい気象、海象条件などから整備工程を4分割し、4ヶ年度に亘り段階的に整備する計画であったが、利島の整備を前倒ししたことから残る青ヶ島についても利島と同様に前倒しして早期に整備が図られるよう、都は引き続き支援を国に対し強く要望し、所要財源の確保を図られたい。

要望事項	3 総務局
	(18) 地上デジタル放送の受信不可能地域への対応

(要 旨)

地上デジタル放送受信不可能地域への対応として、次の事項について措置されたい。

- ① 放送受信不可能地域の情報格差解消に対する国への働きかけ
- ② 都における受信方法（有線・無線）や住民負担についての情報提供
- ③ テレビ共聴施設（有線・無線）の新設工事・維持管理に伴う財政支援及び事業採択
- ④ デジタル放送化によって新たに発生した難視聴世帯の救済・早期解消

(説 明)

テレビ電波の受信がデジタル放送に切り替わって以降、新たな難視聴世帯が発生している。現在、放送受信不可能地域については、衛星利用による暫定的難視聴解消対策等が取られているが、現在もなお島しょ地域において、気象条件により海面反射フェージングによるブロックノイズ、ブラックアウト現象が発生している。

今後、共聴施設の新設、運営、将来にわたっての維持管理及びそれらに付随する住民負担の発生が大きな課題となる。

そのため、大前提となるデジタル波の安定的受信方法の有効性（有線、無線の比較）、住民負担の比較（有線・無線）などについての情報提供、施設運営・維持管理への財政支援が必要である。

国においても共聴施設の新設について、補助の拡大を図るなどの対策の充実が図られてきたが、都においても引き続き現在の地上デジタル放送難視聴地域の解消に向けた情報支援に取り組んでいただくとともに、今後の地デジの安定的運用等に対する補助等の構築が必要である。

要望事項	3 総務局（環境局・産業労働局）
	(19) エコツーリズムの推進

(要 旨)

貴重な自然環境を保護するとともに、観光振興を図っていくことを目的としたエコツーリズムを推進するため、次の事項について措置されたい。

- ① エコツーリズム推進のための「庁内連絡調整会議」による総合調整の充実
- ② 東京都自然ガイド制度の充実
- ③ 「東京都版エコツーリズム」推進のための施策の充実
- ④ 町村におけるエコツーリズム推進施策に対する財政支援
- ⑤ 魅力ある観光地づくり事業（ハード及びソフト）に対する財政支援

(説 明)

- ① 各局はエコツーリズムを推進するため、様々な事業を実施しているが、これら事業の連携を図り、効率的・有効的な施策を推進するための総合調整を充実させる必要がある。
- ② 檜原村ではエコツーリズムから移住、定住者の増加に繋げようとするなど、エコツーリズムを推進している。このためには、自然ガイドの養成、育成が必須となる。ガイドの養成、派遣、フォローアップ等の制度の充実を図ることが必要である。
- ③ 「東京都版エコツーリズム」を推進するため、モニタリング調査の継続とそれに基づくルールの見直しや啓発活動など施策の充実を図ることが必要である。
- ④ エコツーリズムによる地域振興を図るためには、地域の発意と創意による地域特性を生かした施策の推進が必要であり、各町村独自の取り組みに対する財政支援が必要である。
- ⑤ エコツーリズムの推進には観光スポットの開拓、自然と調和した景観をもつまちづくり等も重要となるため、これらの事業にも財政支援、人的支援が必要である。

なお、小笠原村においては、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条に規定する小笠原諸島振興開発計画に基づく事業かつ、小笠原諸島振興開発事業費補助金交付要綱において補助金の交付対象となる事業に限定されており、新規の施設整備や既存施設の大規模改修にしか利用できない。振興開発事業の対象となる事業だけでなく小規模な改修工事にも適用されるよう補助対象枠の拡大を図られたい。

要望事項	3 総務局
	(20) 未利用国有地を活用した公園整備に係る総合調整

(要 旨)

小笠原村父島集落内における未利用国有地を活用した都市公園の整備に対し、総合的な調整を図られたい。

(説 明)

父島二見湾の奥に位置する製氷海岸は、多くの村民・観光客が、海水浴やシュノーケリングまたダイビング講習等、手軽に身近な自然と触れ合うことができる場として利用している。しかし、その周辺には休憩施設やトイレなど必要な利便施設が整備されておらず、また村の財政事情では対応しにくいため、製氷海岸に連なる後背地の未利用国有地(約5,000㎡)に都立公園の整備を要望してきたところである。

しかし、都市公園、自然公園としての整備にはそれぞれ課題があると都担当各局から回答されている。都総務局は、これらの解決方法やその他の公園整備の可能性など、都立公園の整備に向けた総合的な調整を図られたい。

要 望 事 項	3 総務局
	(2 1) 三宅島における観光振興策の拡充

(要 旨)

三宅島復興（観光振興）イベントに対する継続的な支援を図りたい。

(説 明)

NPO法人三宅島スポーツ振興会を事業主体としたオートバイ・イベントは、平成19年度の開始から現在まで続き、平成29年度も従前同様のオフロード形態による開催を予定している。雄山（島中央の山）をバックに溶岩地帯をバイクが滑走する姿は雄大で参加者にも大変好評を得ている。また、島民の中からレースに参加する者が出てくるなど、着実にオートバイ・イベントは定着してきた。このため、「オートバイ・イベント」は継続しつつも、更なる三宅島の復興と観光産業の活性化を図っていく必要がある。

三宅村では、今後、サイクルロードレースなどのスポーツイベント、音楽アーティストによる復興支援ライブなどの文化的なイベントなどを開催していくこととしている。

これまでの「三宅島オートバイ・イベント」に対する継続的な支援を拡大するとともに、オートバイ・イベントに限定しない「三宅島復興（観光振興）イベント」に対する継続的な支援が必要である。

要望事項	3 総務局（環境局）
	（22）廃棄物処理対策の促進とごみの減量化等に対する調整・指導・財政支援の充実

（要 旨）

一般廃棄物処理事業に対し、技術指導及び財政支援を図られたい。

- ① ごみの減量化及び広域資源循環の推進等に対する調整・指導・PR及び財政支援の充実
- ② スチール缶、ダンボール、紙パックなどの処理に対する財政支援
- ③ 家電リサイクル法施行に伴う不法投棄家電の処分費用に対する財政支援
- ④ 家電リサイクル法の強化及び適用品目以外の処理に対する財政支援
- ⑤ 小型家電等の島外搬出における海上運賃、都内陸上運賃、処理費用に対する財政支援
- ⑥ 容器包装リサイクル品目を処理する施設の建設整備に伴う財政支援等
- ⑦ 資源集団回収団体に対する補助制度の新設
- ⑧ 島しょ地域における円滑な家電リサイクル法及び資源有効利用促進法への対応促進
- ⑨ 島しょ地域における自動車リサイクル法への対応促進
- ⑩ 島しょ地域における循環型社会の推進に係る交付税措置の適正化
- ⑪ 指定一般廃棄物（廃タイヤ）の島外搬出に対する財政支援

（説 明）

- ① 循環型社会形成を推進するため、ごみの減量化・広域資源循環を促進するため、町村に対する技術的・財政的な支援を充実するとともに、事業者処理責任の確立など企業に対する指導・PRを積極的に行うことが必要である。

特に島しょにおいては、リサイクル率向上のため本土への運搬費助成や、リサイクル率を向上させたのちの、他区市町村に存する焼却施設を含むごみ処理施設への搬入等、広域適正処理の調整により、島しょ地域と本土を結ぶ広域資源循環を推進することが必要である。

- ② 容器包装リサイクル法施行以降も、スチール缶、ダンボール、紙パックなどの逆有償化が問題となっていることから、処理経費に対する財政支援が必要である。
- ③ 都市部に隣接した山間部では、町外からの家電製品の不法投棄が後を絶たず、町村に財政負担が生じている。これらの不法投棄は、市町村の行政区域を越境して行われ

ており、単一の町村で対応することは適当でないことから、不法投棄された家電製品の処分費用について、広域的観点から都の財政支援を行うことが必要である。

- ④ フロンを冷媒として使用している全種類の家電を、家電リサイクル法の適用対象とするよう国等関係機関に働きかけるとともに、適用対象外の品目を自主的に回収している町村に対しては、財政支援が必要である。
- ⑤ 島しょ地域においては、小型家電等及びその他粗大ごみ等を適正にリサイクルするためには島外搬出しなければならないが、陸・海上輸送費等に莫大な費用を要するため財政支援が必要である。
- ⑥ 容器包装物の分別収集に伴い必要となるストックヤード、選別、圧縮施設の用地確保及び施設建設・整備等に対して、財政支援の強化を図るとともに、収集運搬・選別処理・保管負担も含んだ事業者の負担強化等、発生抑制への誘導策等について、取り組みの強化が必要である。
- ⑦ 資源物集団回収団体が行う回収について、奨励金を支出しているが、資源回収リサイクルシステムの維持・堅持のためにも、都における補助制度の創設が必要である。
- ⑧ 島しょ地域においては、区域内に家電リサイクル法で定める指定引取場所が設置されていないため、その排出から引渡しまでの対策に苦慮しているところである。
これらの海上輸送費に対し家電製品協会が7割強の助成金を交付しているが、島内中間集積費用や島内と本土の両方で必要な陸送費用等については助成対象外であるうえ、当該助成事業は3年度毎の改定であり恒常的ではないため、引き続き支援継続のための関係機関への働きかけが必要である。
- ⑨ 島しょ地域の廃車処理については、離島の地理的条件を考慮した弾力的な運用と財政支援について、引き続き指定再資源化機関の資金協力及び自動車リサイクル全般の運用が円滑に行われるよう国への働きかけが必要である。
- ⑩ 島しょ地域における循環型社会の推進に係る国の交付税措置に対し、離島の地理的条件や交通事情等が適正に評価されるよう国等関係機関への働きかけが必要である。
- ⑪ 廃タイヤの処理は島内処理から島外搬出と切り替わり、運搬費用が生じているための補助制度の創設が必要である。

要望事項	3 総務局（都市整備局・環境局）
	（23）し尿等生活排水対策の推進

（要 旨）

水質保全対策及び生活環境保全のため、次の事項について措置されたい。

- ① 浄化槽の設置など生活排水対策に係る施設整備に対する財政支援の充実強化及び維持管理に対する財政支援制度の創設
- ② 山間・島しょ地域の実情に応じたし尿等生活排水対策を促進するための都としての技術・財政支援
- ③ 国の「浄化槽市町村整備推進事業」に対する補助金と同程度の財政支援

（説 明）

下水道未整備地域における公共用水域の水質保全及び廃棄物処理法に対する適正な対応による生活環境保全など、し尿等生活排水対策の推進が町村の重要な課題となっている。

島しょ地域では、公共下水道から個別排水処理施設整備事業までの多種類の下水道（類似施設）を単独町村で運営し、それぞれの地域特性に応じた方式により整備促進を図っているところである。

しかし、山間・島しょ地域におけるし尿等生活排水対策は、地理的な条件等から高コストとなり、町村に過重な財政負担が生じることから、容易に進捗しない実情がある。

このため、施設整備に対する財政支援の充実強化とともに、特に整備後の維持管理に対する財政支援制度の創設について、国への働きかけが必要である。

要 望 事 項	3 総務局（環境局・産業労働局・建設局・港湾局・教育庁）
	（24）小笠原諸島の希少生態系の保全

（要 旨）

小笠原諸島への移入動植物が固有の生態系を攪乱しており、自然環境全般の保全に向けた総合的な対策を講じられたい。

- ① 生態系保全のための外来種対策の継続・強化及び分野横断的な総合調整の実施
- ② オガサワラオオコウモリの絡まり事故防止及び食害防除対策
- ③ 野ヤギ駆除対策の充実及び農業被害の防止
- ④ イエシロアリ総合対策の実施
- ⑤ ネズミ類対策の実施
- ⑥ 母島の希少種保全の実施

（説 明）

- ① 小笠原諸島の希少動・植物からなる固有の自然環境は、ノネコ、イエシロアリ、ノヤギ、アフリカマイマイ、プラナリア、グリーンアノール、ツヤオオズアリ、アカギ、クリノイガ、ガジュマル、リュウキュウマツ等の様々な外来種により、その生態系を攪乱されている。

外来種の中には生態系の中で循環の一部となりつつあるものもあるなど、駆除しただけでは逆に事態を悪化させる場合もあるため、種間相互作用に配慮した対策の実施が重要である。例えば、ノヤギ駆除後、希少植物や在来植生の回復とともに外来植物の拡大も見受けられ、さらにはネズミ類の増加が懸念されている。

また、土付苗の持ち込みなどによる外来種の侵入・拡散リスクなど、村民生活への影響が生じる課題については分野横断的な取組が行われるよう関係部局が連携して対応するようお願いしたい。

- ② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害は、拡大している。一方で、農業者が設置する防鳥ネット等へのコウモリの絡まりによる傷病事故等も発生している。

村では、絡まり事故の生じない素材によるネットを使い、食害対策を実施している

が、高木の作物については対応が困難である点など、より専門的な技術が必要とされている。また、母島においてもコウモリの飛来頻度が高まっており、父島より営農面積が広い母島において、今後食害が拡大することも懸念されている。

については、オガサワラオオコウモリの生態調査を継続・強化するとともに、都において、保護に配慮した物理的防除方法の検討及び普及を図られたい。

- ③ 父島においては、ノヤギが相当数増加しており、農業被害も多く、また、固有種等、貴重な植生への影響も懸念されている。

貴重な自然環境を保護する観点から、駆除の推進を図ることが必要である。

- ④ 父島では村が「人とシロアリの住み分け」方針を継続的に実施してきたことにより、相当の成果を上げている。しかし、集落周辺や山林域では依然として固有植物を含む木質植物に大きな影響を与えている。特に集落内の都立大神山公園内では都による対策が講じられているが、今後も継続対策が必要である。

また、母島では平成 10 年に長浜トンネル記念植樹帯からイエシロアリが発見され、以後「根絶」方針によるシロアリ対策を村が行っている。しかし、平成 24 年に新たに蝙蝠谷仮置場でのイエシロアリ定着が確認され、管理者である都が対策を講じている最中であり成果が見え始めているところであるが、イエシロアリの生態から、敷地内だけでなく周辺を含めた継続対策が必要である。この他、都管理地内のイエシロアリを継続的に駆除し、外来樹木駆除事業に係るイエシロアリ蔓延防止対策を講じられたい。

- ⑤ 近年、村内でのネズミ被害の増加が問題となっており、属島および父島・母島それぞれにおいて、早急な対応策が求められている。兄島では世界自然遺産の中核的な価値である陸産貝類が、ネズミ類の食害によって絶滅が懸念されている。環境省によるネズミ対策が現在実施されているが、都においても、関係機関との役割分担を整理した上で、積極的に対策を実施されたい。

また、有人島においては、ネズミ類の増加による農業や村民生活にもさまざまな被害を受けるため、自然環境・住環境の両面に配慮した対策を強化されたい。

- ⑥ 母島島内においては、固有陸産貝類やオガサワラシジミなど、父島では絶滅してしまった種が生息している。一方で、近年ツヤオオズアリの南崎等への侵入・拡散が確認され、固有陸産貝類の食害が報告されているほか、グリーンアノールや外来植物等の影響によりオガサワラシジミの生息環境の悪化が懸念されている。母島独自の貴重な生態系を保全するため、国と都の役割分担のもと、対策を実施されたい。

要望事項	3 総務局（産業労働局）
	（25）サンゴ密漁船対策の実施

（要 旨）

伊豆諸島・小笠原諸島海域におけるサンゴ密漁船の監視体制を充実強化されるとともに、被害海域の漁場や水産資源に対する影響調査等を継続し、水産資源の回復に対応されたい。

（説 明）

平成26年、小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域に200隻以上もの中国のサンゴ密漁船が押し寄せ、違法操業、航行の妨害、ゴミの海洋投棄など、国際的な海洋秩序をまったく無視した行為を繰り返した。漁業者への操業妨害や観光事業への影響、また島に住む住民の生活を脅かし、更に生育に数10年から数100年かかると云われる赤サンゴを採り尽くすことによる海洋生態系への影響も危惧されるなど、極めて遺憾な事態が起きた。

都は、このような外国漁船の違法操業が再び行われることのないよう国に積極的に働きかけるとともに、引き続き国と協調体制をとり、伊豆諸島・小笠原諸島周辺海域の警戒・監視体制の一層の充実強化を図られたい。そのための所要の予算を確保され、漁場や水産資源に対する影響調査等を継続し、水産資源の回復に対応されるよう要望する。

要望事項	3 総務局（福祉保健局）
	（26）社会保障・税番号制度の運営のための支援

（要 旨）

社会保障・税番号制度の円滑な運営及び情報セキュリティ対策の強化に向けて、国への十分な情報提供と財源措置等を強く要請されたい。また、都の支援体制を確立されたい。

（説 明）

社会保障・税番号制度においては、既に個人番号の運用が開始され、平成 29 年 7 月からは地方公共団体間等の情報連携が開始されることとなっているが、実際に事務を行う自治体に必要な情報の提供が十分なされていない状況である。

社会保障・税番号制度の運用開始に伴い、町村が従来より広範な業務を担うこととなるのに加え、セキュリティ対策に関しても万全な対策を講ずる必要がある。しかし、情報提供の不十分さは、町村が今後の円滑な制度運営に向けて検討を行うことすらも困難にしている状況がある。

このような状況から、以下の事項について国に対して働きかけるとともに、都においても、町村への迅速な情報提供や技術支援を行う体制を確立されたい。

- ① 本制度の利用範囲は、社会保障分野、税分野、災害対策分野と多岐に及び、全ての国民や法人が対象となっている。今後マイナポータルの導入や関係機関との情報連携が進んでいくことから、制度に対する誤解や運営にあたって混乱が生じないように国民の実生活が具体的にどう変わるかについて、十分な周知を行うよう都も引き続き責任を持って国に働きかけられたい。
- ② 社会保障・税番号制度の導入や運営等に関し、国の補助事業が実施されているが、依然として国が想定した補助基準額と実際にかかる経費とでは大幅な乖離が生じている。

また、平成 27 年 12 月に国が示した「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」については、町村における情報セキュリティ水準の確保が必須となっており、個人番号カードの交付に係る事務費については、一部の国庫補助に止まり、町村の新たな財政負担となっている。

さらに、町村の実情に合わせたマイナンバー活用として独自利用事務を展開することが求められているが、システム整備等に関する費用にいたっては、全額町村の財政負担となっている。

国の補助について上限額を設けず、町村において新たな財政負担が生じないよう、万全の財政措置を国に強く要請されたい。なお、財政措置にあたっては、地方交付税によらず、全ての町村に十分な措置がされるよう併せて国に対して要望されたい。

- ③ 都事務処理特例条例に基づき町村が処理することとした事務のうち、社会保障・税番号制度に係る事務については、早期に事務処理の見直し等の内容を整理し、町村に影響を及ぼす範囲を示すとともに、都の責任において財政措置を講じられたい。
- ④ 国は、地方自治体との情報共有を目的とした「デジタル PMO」サイトを開設しているが、各自治体の質問に対する国の回答までに時間を要し、各自治体でのシステム開発等に影響が生じている。この問題を解決するため、迅速な対応をはかるよう国へ働きかけられたい。
- ⑤ 民間事業者においては、制度開始に伴い従業員等からの番号の収集、管理及び行政機関への申告が義務付けられ、それに対応するためのシステム改修や運用体制の構築が求められているが、周知不足等により各事業者での準備が遅れており、混乱が生じている。

事業者への制度周知についても、国と地方公共団体で協力して行うこととしており、都においても都内事業者に混乱を生じさせないように、制度周知や相談受付等に積極的に取り組まれたい。また、マイナンバーカードの民間利用等の運用にあたっては、国の責任において個人情報厳格に守られる制度設計とするよう働きかけられたい。

- ⑥ 地方公共団体による他機関との情報連携開始が平成29年7月に予定されている。全自治体が安全・確実に運用できる環境を構築し、国民のマイナンバー制度における不安解消を図る1つの方策として、国は各都道府県に対し自治体情報セキュリティークラウドの構築を求めている。都、国が求めている内容を踏まえた都の方針を早期に示すとともに、費用負担についても町村のおかれた状況を考慮して相応の負担を要望する。